

IFRS industry insights

リース再公開草案の資源・エネルギー業界への影響

要点

- IASB は、リース会計の再公開草案を公表した。コメント期限は 2013 年 9 月 13 日である。
- 12 ヶ月を超えるリースは、借手の貸借対照表に計上され、潜在的に主要な経営指標、ギアリングおよび融資制限条項 (lending covenants) に影響を与える。
- リースの定義は、特定の「識別された資産」の「支配」を移転する契約のみを捉える。
- 借手では、ほとんどの不動産 (property) リースについては定額の費用であるが、多くの他のリースについては費用は前倒しになる。

何が起こったか?

IASB は、リース会計の再公開草案 (以下、「再 ED」という) を公表した。コメント期限は、2013 年 9 月 13 日である。2010 年に公表された公開草案の回答者により識別された多くの問題 (例えば、リース期間の定義および変動リース料の取扱い) が対処されているが、場合によっては、当該問題点は、注意深い検討を要する新しい論点に置き換えられ、明らかに依然として複雑なままである。はっきりしているのは、リース会計のために時間を要する可能性があり、必然的に判断が要求されるということである。

資源・エネルギー業界への影響

本ニュースレターでは、特に電力および他の公共事業ならびに主要なインフラ・プロジェクトに携わっている企業への再 ED の影響について考える。さらに多くの複雑性が存在しており、デロイトはより詳細に調査して追加的なガイダンスを以下に作成した。

貸借対照表に計上されるリース

借手は、現行ファイナンス・リース会計と同様に、将来の固定リース料について、貸借対照表に資産および対応する負債を認識する。いくつかの特定の範囲除外を除いて、オフ・バランス・シートになり得る唯一の他のリースは、延長オプションが行使されるという推定を含めた、最大限起り得るリース期間が 12 ヶ月のリースである。リース資産とリース債務の認識から生じる、貸借対照表でのグロスアップは、特に数年間にわたって実行中の不動産リースについて、重要である可能性が高い。

借手は、既存の分類についてポートフォリオでの評価を行う必要がある。リース債務の当初および事後測定については重要なデータの課題がある。

リースの定義

リースは、契約が「識別された資産」を「支配」する権利を移転する場合に存在する。特定のモデルなどの特別仕様の資産ではなく、製造番号が付いた掘削具など、特定の資産を捉えるようにデザインされている。リース以外の要素を含む契約 (例えば、保守サービスを含む設備の賃料など) では、要素ごとの相対的な観察可能な購入価格をもとに、支払額を配分する。借手が観察可能な購入価格を入手できない場合、すべての支払額について、リースと別個のサービスではなく、一つのリースとして会計処理する。

関連資産の経済的耐用年数よりも大幅に短い期間における電力購入契約 (power purchase agreement) は、現行の会計基準において、「リース」の定義を満たすとは一般的に考えられていなかった。これは再 ED の提案において変わる可能性がある。「使用权」が契約期間にわたって資産の「支配」となる程度による。

多くの企業にとっての最大のリースは不動産と機械

設備と保守を合わせた契約が一般的

借手では、不動産については定額費用であるが、多くの他の資産については前倒しになる

不動産が、経済的耐用年数の残存期間の「大部分 (major part)」の期間リースされる場合またはリース料が公正価値の「ほとんどすべて (substantially all)」を占める場合を除いて (そのようなケースは稀であると予想されるが)、資産および負債の事後測定は、リース期間にわたって定額法を使用して単一のリース費用を生み出す。同じテストが、不動産以外の資産 (例えば、車両およびオフィス設備など) に適用されるが、「重要でない」というさらに低い閾値を満たし、資産の経済的耐用年数全体を考慮する必要がある。満たさない場合、リース債務は実効金利法を使用して償却されるが、リース資産は定額法で償却されるため、費用は前倒しになる。

不動産以外のリースは通常車両と設備を含む

再 ED によって影響される分野

銀行取引制限条項 (Banking covenants) 資産および負債の当初認識は、借手の純資産には影響を与えないかもしれないが、特に負債が財務項目として扱われる場合、主要な貸借対照表の比率に影響を与える可能性がある。前倒しの費用を伴うリースについて、既存のファイナンス・リースの利息費用を超える部分は、インタレスト・カバレッジに基づく制限条項に影響を与える可能性がある。再交渉が要求される可能性がある。

主要な経営指標 業績の主な測定値は、本提案によって影響される可能性がある。どのように算定されるかにもよるが、資本収益率などの測定値が影響を受ける、または見直しが必要になるかもしれない。前倒しの利息および償却費に置き換えられるオペレーティング・リース費用については、EBIT など、利息の影響を除いた借手の利益における調整された測定値は増えるかもしれない。また、EBITDA など、さらに償却費および減価償却費を除いた利益における調整された測定値は、より大きく増える可能性がある。

報告システム システムは、新基準書で要求されるすべての情報を把握する必要がある。再 ED は、現行で要求されている開示を超える追加的な開示を提案している。望まない会計の結果を避けるためにも、財務チームとリース契約に携わるオペレーションチームとの密接な関係が望ましい。

報酬スキーム 業績に基づく報酬スキームは、主要な経営指標の変動によって影響される可能性がある。上記と同様に当該スキームの再交渉または見直しが望ましいかもしれない。

アーンアウト (Earnouts) 買収が、被取得企業の将来の業績に依存する条件付対価を含んでいる場合、新リース会計の影響は、慎重に評価される必要がある。

税金 当期税金および繰延税金についての提案されたリース会計の変更における潜在的影響は、各関連法域の税法を参照することにより見直す必要がある。

リソース

再 ED についてのさらなる詳細情報は、デロイトの IFRS in Focus から入手可能である

(http://www.tohatsu.com/view/ja_JP/jp/services/ifrs/index.htm)。

また、リースプロジェクトが IASB 会議で議論されたときはいつでも、アップデート情報を提供するニュースレターを受取るために、IAS Plus (www.iasplus.com) に登録することもできる。再 ED の本文は、IASB ウェブサイト (www.ifrs.org) からアクセスできる。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト（www.tohmatsu.com）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2013 For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.